

## 24ABC 加盟規約

本利用規約は、24ABC 株式会社（以下「当社」という）が知的財産権を保有するインターネットショッピングプラットフォーム「24ABC」（以下「当システム」という）を通じて提供する越境 EC サービス（以下「本サービス」という）に関し、当システムに出店を申込み、当社より承認された者（以下「加盟店」という）と当社との間の契約関係を定めるものである。

### 第 1 条（定義）

- ・「公開」とは、当システム上において登録したデータを表示し、閲覧できる状態にすることをいう。
- ・「購入者」とは、本サービスを利用して、加盟店から商品を購入した又は購入しようとする方のことをいう。
- ・「加盟店ページ」とは、当システムの構成部分の一つであり、物品の販売及び役務の提供のために当該加盟店のみが利用することができる専用のウェブサイトのことをいう。
- ・「会員」とは、加盟店ページで会員登録をした購入者のことをいう。
- ・「加盟店管理ページ」とは、加盟店ページの一部であって、当社及び加盟店が本サービスに関する手続き、会員の登録情報の確認や変更、売上管理などが操作できるウェブページをいう。以降、「加盟店ページ」の表記は加盟店管理ページを含むものとする。
- ・「本契約」とは、当社が第 2 条第 2 項の申し込みを書面又は電子メールによる通知にて承諾した時点で、本規約に基づき、当社と加盟店の間に成立する当システムへの出店契約のことをいう。
- ・「コンテンツ」とは、加盟店が当システム上で販売を希望する商品やサービスについての情報をいう。
- ・「管理責任者」とは、加盟店における当システムへの出店に関する責任者のことをいう。
- ・「現金引出可能額」とは、加盟店管理ページにて加盟店と購入者の間で売買が成立、完了した商品の売上代金から決済手数料を差し引いて、当社が加盟店に支払う金額のことをいう。
- ・「営業日」の定義は、「土・日・祝日及び年末年始を除く日本の暦」を基準とする。
- ・「リアル店舗」とは、日本国内において商品現物を手に取ることができる商店、実店舗のことをいう。

### 第 2 条（加盟店登録）

1. 加盟店になることを希望する者は、本規約を承認の上、当社の所定の手続きにより謄本（発行から 3 カ月以内）の写し（個人事業主の場合は確定申告の写し又は納税証明

書)、販売する商品によって必要とされる場合は当該業務免許、営業許可証取扱業登録書等の各種証明書、最新の財務状況及び特定時期の財務状況を示す書類、その他当社が必要とする情報を指定の申込書(以下、「申込書」という)とあわせて提示し、出店を申し込む。

2. 当社が前項の申し込みを書面又は電子メールによる通知にて承諾した時点で、本契約が成立する。なお、加盟店の加盟登録を承認した後も、当社は必要な場合は追加情報を随時要求することができるものとし、加盟店がこれらの要求を拒絶する場合、加盟店は本サービス利用の一時停止もしくは終了、または本契約を解除されることを了承するものとする。
3. 当社は前1, 2項により登録された加盟店の情報及び加盟店による本システムの利用に関して知り得た加盟店情報を別途定める「プライバシーポリシー」に従い取扱うものとし、加盟店はこれに同意する。

### 第3条 (加盟店ページの開設)

1. 当社は、加盟店がコンテンツを公開する為、加盟店ページの利用を許諾する。
2. 当社は、加盟店に対し、加盟店ページにアクセスするために必要となるIDとパスワードを発行及び通知し(この通知日を「アカウント発行日」という)、加盟店ページを開設する。
3. 加盟店は自己の判断と責任においてコンテンツを加盟店ページに公開するものとする。
4. 当社は、当システムについて、当社の判断により自由にその仕様を変更し、バージョンアップをすることができる。

### 第4条 (届出事項)

加盟店は、第2条に定める加盟店登録に際し、以下の事項をあらかじめ当社に届け出るものとし、又以下の事項に変更がある場合にも同様とする。届出がなかったことによる損害は加盟店の負担とする。

- (1) 取扱商品及び役務
- (2) その他当社が指定する所定の事項

### 第5条 (当社からの通知)

1. 当社から加盟店へ通知事項がある場合は、当社は加盟店ページへの通知又は届出メールアドレスへの送信にて加盟店に通知するものとする。
2. 当社は、加盟店から届出のあった加盟店の住所に書面を郵送した場合には、加盟店の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合、または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。

3. 当社が、届出メールアドレスに電子メールを送信した場合には、当該電子メールを受信を確認したとき、又は送信後 24 時間経過のいずれか早い時期に到達したものとみなす。
4. 加盟店は、当社からの通知の有無およびその内容を確認するため、加盟店宛の電子メールをその営業日において 1 日 1 回は閲覧できる体制を維持するものとし、通信障害等やむをえない場合には、代替の通信手段を当社に通知する。

#### 第 6 条 (パスワードの管理)

1. 加盟店は、第 3 条に基づき当社から発行されたパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的に当社所定の方法によりパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を行う。
2. 加盟店はコンテンツの送信その他加盟店ページのアクセスに際しては、当社所定の方法を遵守する。ID やパスワードの不正使用その他の事故等により生じた損害について、加盟店の責に帰すべき事由が起因となった場合、当社は責任を負わない。また、場合によっては別途協議の上、賠償を請求する。

#### 第 7 条 (契約期間)

本契約は第 2 条第 2 項の申し込みを当社が書面にて承認した時点から 1 年間有効とする。なお、契約期間満了日の 1 ヶ月前までにいずれかの当事者から解約の申し出がない場合は、契約期間を 1 年間自動更新するものとし、その後も同様とする。

#### 第 8 条 (権利の譲渡等)

加盟店は、当システムへ出店する権利その他本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸することは出来ない。

#### 第 9 条 (システム利用料)

1. 加盟店は、当社に対し、本契約に基づき加盟店が利用する当システムの利用料ならびに当システムにおける取引の安全性及び利便性の向上のためのシステム利用料(以下、「システム利用料」という)として、申込書に記載された「月額システム利用料」15000 円(税別)/月を支払う。
2. 加盟店は、システム利用料の 3 ヶ月分を当社の定める期日までに前払いするものとする。ただし、最初の 3 ヶ月分のシステム利用料については、アカウント発行日から 10 日以内に前払いするものとする。
3. 加盟店は、月額利用料等の支払いを期限までにしない場合、当社に対し、当該期限日から完済日まで年利 14.5%の遅延損害金を支払うものとする。
4. 加盟店が当社に対して支払ったシステム利用料については、途中で本契約が終了した

場合、その他事由の如何を問わず返還しないものとする。

#### 第10条（相殺）

1. 金銭の支払いについて必要になる費用は、加盟店の負担とする。
2. 当社が加盟店に対して債務を負担する場合は、当社は加盟店に対する債権の弁済期の到来の有無を問わず、いつでも当該債権と当社が加盟店に対して負担する債務とを対当額にて相殺することができる。
3. 前項に規定する相殺権を行使するため、債権金額の確定に一定の期間を経過する必要があるときは、当該期間に限り、当社は加盟店に対する債務の弁済を留保することができるものとし、当該留保期間中、一切の損害金等は発生しないものとする。

#### 第11条（販売方法）

1. 加盟店は、加盟店管理ページを閲覧し商品等の注文があった場合には、購入者との間で必要な商品等の送付、その他販売に必要な手続きを行う。
2. 加盟店は購入者との代金決済手段として、当社が提供する決済システムを利用する。その際に、売上金は当社が一時的に預かり、1-I 越境 EC サービス 24ABC 利用申込にて合意している決済手数料を差し引いた上で、第13条記載の内容にて処理を行い、売上金として加盟店に支払うものとする。本サービスで利用できる決済方法と決済手数料は別途資料によって通知する。
3. 加盟店は購入者に対し、取引の当事者は加盟店と購入者であり、販売等に伴う権利、義務は、加盟店と当該購入者との間で発生することを表示する。

#### 第12条（加盟店の遵守事項）

1. 加盟店が日本国内で営むリアル店舗がある場合、同一商品について当システム上で販売する価格は、このリアル店舗での販売価格を上回らないものとする。
2. 加盟店は、公開した商品・サービスについての説明が真実であることを保証するものとする。
3. 加盟店は、出店に際して、特定商取引に関する法律の規定、消費者契約法を遵守した表示を行うものとする。
4. 加盟店は、取扱商品に応じて、古物営業法、酒税法、その他の関連法律または規定を遵守する。
5. 加盟店は、本サービスを利用するにあたり外為法、関税法、不当表示防止法、その他関係法令を遵守する。

#### 第13条（現金引出可能額の取扱い）

1. 加盟店管理ページの「現金引出可能額」に表示された金額について、加盟店が毎月 20

日までに加盟店管理ページから引出しボタンをクリックすることにより、引出希望処理をした場合、当社は当月末営業日までに加盟店の届け出金融機関に振り込みを行う。なお、当該「現金引出可能額」に表示される金額については、時間の経過に伴う何らの金利が発生するものではない。

2. オプションプランの申込みに伴う業務の遂行により、当社が加盟店に立替えて第三者に支払った費用がある場合、当社は毎月 25 日までに加盟店に対しその明細を通知する。その際に発生した振込手数料は加盟店の負担とする。

#### 第 14 条（購入者情報）

加盟店は、購入者の個人情報の漏洩が当システムの信用を著しく毀損する等、その他当システム全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、個人情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、個人情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければならない。万一、加盟店より個人情報が他に漏洩した場合は、加盟店は、故意または過失の有無を問わず、これにより当社において生じた一切の損害および費用負担（他の加盟店および購入者との紛争解決に要した費用「和解金、見舞金、お詫び料等名目の如何を問わない」および弁護士費用を含む）を賠償する責に任ずる。

#### 第 15 条（加盟店の禁止事項）

1. 加盟店は、以下の行為を行ってはならない。
  - (1) 法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為
  - (2) 国内外の諸法令に反する様態において本サービスを利用すること
  - (3) 公序良俗に反する行為
  - (4) 購入者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
  - (5) 他の加盟店または第三者に対し、財産権(知的財産権を含む)の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
  - (6) 出店許可の前に商品ページを第三者に公開する行為
  - (7) 当社のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
  - (8) 当システムに関し利用しうる情報を改ざんする行為
  - (9) 有害なコンピュータプログラム、電子メール等を送信または書き込む行為
  - (10) 加盟店ページ上又はその他の手段において、当システム外での取引・受付を行うよう誘導したり、購入者からの同様の提案に応じる行為。
  - (11) 加盟店は、下記に該当するサービスまたは商品の出品、加盟店ページへの公開をしてはならない。
    - ① 発送先の法令で販売・所持が禁止されている商品
    - ② 爆発物・毒物・劇物等の危険な商品
    - ③ 知的財産権を侵害する商品・サービス

- ④権利者の許諾の無い商品・サービス
  - ⑤わいせつな商品・サービス
  - ⑥犯罪を助長する商品・サービス
  - ⑦公序良俗に反する商品・サービス
  - ⑧その他当社が不相当と判断した商品・サービス
2. 当社は、加盟店の出品した商品・サービス又は加盟店ページへの公開内容が前項に反すると判断した場合は、その内容及び表示を変更するよう求めることができ、加盟店はこれに従うものとする。

#### 第16条（加盟店規約の変更）

当社は、本規約第9～11条以外の条項を加盟店の承諾なしにいつでも変更することができる。当社が本規約を変更する場合、当社は加盟店管理ページ、若しくは書面通知、当社ホームページ上、電子メールのいずれか、若しくは複数の手段にてこれを加盟者に告知するものとし、加盟店は、本規約の改定日以降に本サービスを利用した場合、それにより、変更後の本規約の全ての内容を承諾したと当社がみなすことに同意する。

#### 第17条（著作権等）

1. 加盟店ページにかかる著作物については、当社が作成したコンテンツに係る著作物は、当社または当社が指定する第三者が著作権を有するものとし、加盟店は、当システムへの掲載以外の目的で使用する場合、当社または当社が指定する第三者の許諾を受けなければならない。
2. 加盟店は、加盟店が管理者機能を利用して加盟店ページに掲載する画像および文字に係る著作物を当該画像及び文字が加盟店ページに掲載された時をもって本規約に従い当社に無償で使用させることを許諾（営利目的の有無を問わず、二次的著作物に関する権利を含む。）し、当該画像及び文字に係る著作者人格権を当社又はプロモーション等の目的で当社が指定する第三者に対して行使しないことに同意するものとする。
3. 加盟店は、加盟店以外の第三者が著作権を有する著作物を加盟店ページに掲載する場合、事前に当該第三者から使用許諾を受けなければならない。また、加盟店が第三者から使用許諾を受けずに掲載した場合、当社は一切の責任を負わない。
4. 加盟店は、当社に対し、前2項の加盟店または第三者の著作物について、当社が当システムのプロモーションのため、当システム内からのハイパーリンク等、当社が法律に基づき妥当と判断する方法にて無償で使用することを許諾する。

#### 第18条（販売に係る紛争措置）

加盟店は、商品・サービスにおける瑕疵、関税や通関に関する諸問題に起因する受取拒否又

は返送、その他の紛争が生じた場合、またはコンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合、すべて加盟店の責任と負担において解決するものとする。また、当社が第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、加盟店は、当社が支出した全ての費用（弁護士費用、訴訟費用を含む）を補償する責任を負うものとする。

#### 第19条（情報交換）

当社は、当システムの運営に必要な範囲で、提携会社との間で、加盟店に関する情報を交換することができる。

#### 第20条（業務委託）

1. 当社および加盟店は、自らの責任において業務の全部または一部を第三者に委託することができる。
2. 前項の場合、当社および加盟店は当該第三者に対し、個人情報の管理を徹底するとともに本規約等を遵守させるものとし、当該第三者によるいかなる行為に対しても責任を負うものとする。

#### 第21条（本サービスの一時停止）

加盟店は、当社が提供する本サービスについて、以下の事由により加盟店に事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければならない。

- (1) コンピュータ、通信回線等の事故、障害
- (2) 当社、購入者、他の加盟店その他の第三者の利益を保護するため、その他当社がやむを得ないと判断した場合
- (3) 地震、洪水などの天災、また、戦争など当社が予期しえない事態で通信が切断された場合

#### 第22条（免責）

1. 当社は、加盟店が出店に関して被った損害(サーバーまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、出店契約に基づく商品ページの全部または一部の滅失、本サービスの全部または一部の停止、加盟店の出店停止、購入者との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因の如何を問わない)について賠償する責を負わない。
2. 当社は、サーバーに障害が発生した等の理由により、当システムにおける加盟店の商品ページに支障が生じると当社が判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。
3. 当社は、商品情報の翻訳が正確なものとなるよう最大限の努力を行うが、翻訳内容の正確性、完全性、特定目的適合性その他の事項につき何ら保証を行うものではなく、翻訳

内容につき、一切の責任を負わない。ただし、当社に故意または重過失がある場合には、この限りではない。

4. 加盟店が当システムを利用して行う商品の販売に関して、購入者を含む第三者からの加盟店に対する苦情、異議、請求、クレームまたは訴訟等（以下「クレーム等」という）が生じた場合、当社は事由の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとする。万一、当社が、クレーム等解決のために費用を支出したときは、加盟店は、当社に対し、当社が支出した全ての費用（弁護士費用、訴訟費用を含む）を補償する責任を負うものとする。ただし、当社に故意または重過失がある場合には、この限りではない。
5. 加盟店が当システムを利用して行う商品の販売に関して、関連行政機関（日本のそれに限られない。）（以下「当局」という）から、加盟店に対して、注意、指導、警告、処分（以下「処分等」という）がなされた場合、加盟店は自己の責任と費用負担において、これに対応するものとし、当社は処分等に関して一切の責任を負わない。
6. 当社は、注文商品の到着時期、および遅延に関して事由の如何を問わず、一切責任を負わない。

#### 第23条（当社による解除）

当社は、加盟店が次の事項の一つでも該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに加盟店の商品ページを当システムおよびサーバーから削除することができる。また、上記解除及び削除により加盟店に損害が生じた場合であっても、当社は一切の賠償責任を負わない。

- (1) 仮差押、差押、強制執行若しくは競売の申立を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、または清算に入ったとき
- (2) 租税公課を滞納して保全差押を受けたとき
- (3) 手形交換所の取引停止処分の原因となる不渡りを1回でも出したとき
- (4) 資産、信用または事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあるとき
- (5) 費用の支払い期日を経過してもなお支払わない場合
- (6) 本規約の全部または一部に違反したとき
- (7) 申込時に虚偽の申告を行った場合
- (8) その他、当社が加盟店として不適切と判断した場合
- (9) 取扱商品・サービス、その他業務運営について当局による注意または勧告を受けたとき

#### 第24条（加盟店による解約）

加盟店は、本契約の契約期間中であっても、当社に対する3ヶ月前の書面による意思表示



によって、本契約を解約できる。ただし、加盟店は、販売額の精算がなされることを条件として、本契約の終了以前に加盟店が購入者から注文を受け付けているサービス・商品については、加盟店は、本契約の終了後も引き続き本規約に基づく責任を負うものとする。パッケージサービスについては、年間契約となるため、解約はできない。

#### 第25条（反社会的勢力との関係を理由とする解除）

当社は加盟店が次の各号の一つにでも該当すると判断した場合は、加盟店に何らの催告なく出店契約を解除し、直ちに加盟店ページを当システムおよびサーバーから削除することができる。また、上記解除及び削除により加盟店に損害が生じた場合であっても、当社は一切の賠償責任を負わない。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という）である場合、または過去に暴力団等であった場合
- (2) 暴力団等が事業活動を支配する個人または法人であるとき
- (3) 役員または従業員のうちに暴力団等に該当する者がある場合
- (4) 加盟店が刑事事件によって逮捕もしくは勾留された場合または加盟店が刑事訴追を受けた場合
- (5) 自らまたは第三者を利用して、当社または購入者に対して、詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (6) 当社または購入者に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合

#### 第26条（準拠法、合意管轄裁判所）

本規約の成立及び効力、並びに本規約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国法を準拠法とし、日本国法によって解釈されるものとする。また、当社と加盟店との間で訴訟の必要を生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第27条（協議）

本規約に定めのない事項、疑義を生じた事項および本規約の変更事項については、当社と加盟店は別途協議のうえ決定し、本契約に優先するものとする。

#### 第28条（その他）

1. 当社は、当社の判断により、当システムの運営を終了することができるものとする。当該終了による損害等については、当社は一切責任を負わない。
2. 当社は、本規約上の地位およびこの地位より生じる一切の権利義務、または当システムに関する事業を第三者に譲渡または承継させることができるものとする。

以上

初版 2018 年 1 月制定  
第 2 版 2018 年 3 月 15 日制定  
第 3 版 2018 年 9 月 1 日制定  
第 4 版 2018 年 11 月 6 日制定